

原口朋弥さんを支援する会ニュース Vol.2

裁判がはじまりました

2025 年 9 月 22 日に東京地裁に不当分限免職取消し訴訟を提起しました。

11 月 10 日に第一回口頭弁論が行われました。約 40 の傍聴席は支援者等で満席になりました。

原告の原口さんと、代理人の浅野ひとみ弁護士が意見陳述を行いました。原口さんは「再チャレンジ試験で国家公務員となり、誇りをもって勤務してきましたが、上司からの執拗な叱責や不当な評価で心身を壊し、うつ病と ADHD（発達障がい）の診断を受けました。理解や配慮のない職場で追い込まれ、分限免職となりました。同じように苦しむ人が救われるよう、公正な判断を求めます」と訴え、裁判官や傍聴者も、強く共感するように、真摯に耳を傾けていました。

次回期日は以下の通りです。法廷の傍聴席を支援者で埋めるのは、裁判官の心証に大きく影響します。裁判勝利のために、是非、傍聴をお願いします。

2026 年 1 月 29 日(木)13:50～ 東京地方裁判所 709 号法廷

支援する会、発足！

同日、裁判報告集会・支援する会結成集会を行い、30 人近い支援者が参集しました。

裁判報告集会では、弁護団報告として、合理的配慮の欠如、配置転換の検討もなく、分限免職を行ったことの違法性が話されました。人事院判定では、分

限免職処分の手続き自体は問題であることを認めながらも、処分有効として、政治的、恣意的な判断が矛盾のある判定を生み出したと考えざるを得ないことも、語られました。

参加者から、以下のような発言がありました。

「事件のことがよくわかった。障がいをもつ労働者に対して適切に対処しないのはひどい」(JAL 争議団)

「正論をもってたたかうことと、裁判官に良心を持たせることが大切」(全厚生争議団)

「自分の事件と重なる部分がある。許してはならない」(コープみらい労災事件原告・東京争議団)

「国がつくった合理的配慮の法律を、国自身が守らず障がい者排除したのは、民間に波及する恐れがあり、大きな問題だ」(ジャーナリスト)

「職場管理が背景にあり、本来育成ための人事評価を捻じ曲げている」(埼玉県国公)

「原口さん個人の闘いにとどまらず、職場や社会に合理的配慮を根付かせるためのたたかいだ」(参議院議員)

支援する会の発足が宣言され、裁判傍聴や、色んなところに訴えを広げていこうという行動提起がされました。



原口朋弥さんを支援する会

メール：t.h.shiensurukai@gmail.com